

(別紙1)

### 村上市パブリックコメント手続きを行う案件

|              |   |   |       |
|--------------|---|---|-------|
| 案件の名称        | 村上市自殺対策行動計画（素案）   |   |       |
| 意見募集期間       | 自：平成30年2月28日<br>至：平成30年3月20日  | 担当課局  | 保健医療課 |
| 案件の概要        | <p>自殺対策行動計画は「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を総合的に推進するための基本的な計画です。平成28年に自殺対策基本法の改正により全ての都道府県及び市町村に「自殺対策行動計画」が義務付けられました。「自殺対策行動計画」は自殺の実態を分析し、対策が優先されるべき対象（性別・年代別・同居の有無等）を把握し、取組を行うものです。取組は基本施策と3つの重点施策を明示しています。また、自殺対策を全庁の取り組みとして各課の行動計画を策定しています。</p> <p>計画期間は平成30年度から平成34年度の5年間です。</p>  |   |       |
| 案件の趣旨、目的及び背景 | <p>自殺対策に関して、国においては平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、平成19年6月には、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が策定されました。</p> <p>また、平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行され、平成29年7月には「自殺総合対策大綱」が自殺の実態を踏まえ見直されました。その大綱では「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定し、国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。」とされています。</p> <p>村上市においては平成26年6月に「村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例」が制定され、この条例に基づいて、平成27年3月には「村上市自殺予防行動計画」を策定していますが、このような状況を踏まえ、庁内推進会議や自殺予防対策検討委員会等を開催するとともに各課における推進体制を整え、抜本的な計画の見直しを行い、新たに「村上市自殺対策行動計画」を策定するものです。</p> |   |       |
| 今後の予定        | 2月28日（水）～3月20日（火）<br>3月27日（火）<br>3月28日（水）   | パブリックコメント受付<br>第5回村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺予防対策検討委員会の開催<br>市長に計画案を答申<br>パブリックコメント結果の公表 |       |
| 備考           |   |   |       |